芦屋港現況 鳥瞰 (沖から望む)

芦屋港活性化に向けた港湾計画改訂の方向性(ゾーニング案)



√移動中の事業者を物流ゾーン(8、9号野積場)に移転

・最大水深5.5mの物流拠点

・浚渫等港湾の維持運営

・災害時の対応

∨1号上屋、3、4号野積場を中心としたレジャー施設の整備が可能に

レ活性化事業の早期実現に寄与

Google earth

案のポイント

福岡県からの提案を踏まえた今後のすすめ方

1. 検討方針

芦屋港活性化基本計画でとりまとめた、マーケティング調査結果、施設規模や集客、 経済効果などは現計画を活かし、福岡県からの提案により影響のある事項について検 討し、芦屋町としての考え方をとりまとめる。

2. 福岡県と芦屋町の役割

	・港湾計画改訂のための資料作成(コンサル委託)		
75 EXIS	・ボートパーク整備の基本設計(コンサル委託)		
福岡県	・物流機能移転にともなう施設整備の基本設計(コンサル委託)		
	*イメージパース図等の修正含む		
	・芦屋港活性化推進委員会、専門分科会の開催		
芒尼町	・配置変更に伴う詳細検討		
芦屋町	*プレジャーボート係留施設専門分科会/海釣機能専門分科会		
	の開催		

3. 検討体制及び事項

- ○芦屋港活性化推進委員会[4回程度開催]
 - •動線、施設配置
 - •年次計画
 - ・課題の整理
- ○プレジャーボート係留施設専門分科会〔3回程度開催〕
 - ・施設配置(附帯施設を含む)
 - •管理運営方法
 - ·年次計画
- ○海釣機能専門分科会〔2回程度開催〕
 - ・海釣施設のあり方
 - ・施設完成までの運用

4. 今後のスケジュール

年	月	時期	推進委員会	PB分科会	海釣分科会	事務局
1		上旬				
	9	中旬				芦屋町議会報告
		下旬				
		上旬	第2回会議			上屋活用官民連携事業·管理運営方 法検討
	10	中旬				全天候施設活用方法検討(職員ワーキング)
		下旬		第1回会議		地域再生計画作成
		上旬				地方創生推進交付金申請資料作成
	11	中旬		第2回会議	▼ 第1回会議	
		下旬				
		上旬	第3回会議			芦屋町議会報告(経過報告)
	12	中旬		\		芦屋港活性化推進本部会議
		下旬		第3回会議	第2回会議	
2	1	上旬				
		中旬	第4回会議			
		下旬				
	2	上旬				
		中旬	▼ 第5回会議 (意見まとめ)			
		下旬				芦屋港活性化推進本部会議
	3	上旬				芦屋町議会報告
		中旬				
		下旬				

5. プレジャーボート係留施設専門分科会での協議事項

□第1回会議(10月30日開催)
①現地視察
②静穏度解析結果
③施設配置について
・係留方法
・船揚げの有無
□漁協・漁業関係者・町内事業者(ヨットハーバー芦屋・芦屋マリーナ)へのヒアリング
□第2回会議(11月中旬開催)
①第1回会議の意見、ヒアリング意見内容の集約結果報告
②施設配置について
・隻数及び浮き桟橋等の配置
・管理棟の有無
・波除堤の位置及び規模、構造
・駐車場の位置
③利用料金及び収支予測
④ 航路ルール
⑤年次計画
⑥利用者の区域分けにおける課題の検討
□第3回会議(12月下旬開催)
①意見集約結果報告
②検討報告書のまとめ

プレジャーボート係留施設における課題の整理 (推進委員会での意見とりまとめ)

■係留方法

- ○メンテナンスなどを考えると海上係留のみでなく、陸上施設も検討すべき。
- ○浮き桟橋での係留ではなく、波止を数本整備し係留するほうが良い。
- ○ビジターバースも整備すべき。
- ○不法係留船と一般のユーザーを施設内で区分けするなど検討が必要。

■係留場所

- ○4号A岸壁と東防波堤の隅は波の逃場がなく、波がダブつく(三角波ができる)ため、 船の係留ができない。(漁港の3号物揚場の位置まで堤防の下が潰してあるため。)
- ○係留場所は 4 号 A 岸壁と東防波堤の隅から離し、できるだけ沖(漁港の 3 号物揚場より北)にすべき。

■隻数

- ○200 隻を想定しているが、このエリアで隻数の確保ができるのか。
- ○船舶所有者の高齢化や若年層の所有率を考慮し、現在の隻数(200隻)よりも縮小した方が良いのではないか。

■波除提

- ○水の滞留をなくし、海流の確保ができる波除堤を検討すべき。
- ○波除提を整備することで、砂の堆積などの問題が発生しないように検討すべき。
- ○静穏度の確保と検証・確認が必要。(特に4号A岸壁と東防波堤の隅)
- ○波除提整備には何年要するのか。時間がかかるので早期に着手すべき。

■施設設備

- ○海上係留のみの場合も、船揚場(斜路など)は必要。
- ○一般の船を係留する場合は、桟橋に電気・水道設備が必要。
- ○修理やメンテナンスができる管理施設が必要。
- ○管理棟(クラブハウス)にはシャワー・トイレが必要。
- 〇自己完結できる最低限の施設整備は必要。(斜路・管理棟・メンテナンス施設・給油施設)
- ○修理やメンテナンスを行う施設は景観を考え車庫のような目隠しできる施設が望ま しい。

■料金

○不法係留船(係留施設のみ提供)と一般ユーザーはサービスの差別化を行い、料金体 系も別にするなど検討をすべき。

■ヒアリング

- ○係留場所の変更や波除提整備について、漁協・漁業者へのヒアリングが必要。
- ○町内事業者(ヨットハーバー芦屋・芦屋マリーナ)へのヒアリングが必要。

■その他

- ○自然災害時の対応。
- ○事業者の船との運搬にかかわる調整が必要。
- ○管理棟は海釣施設と連携が必要。